

令和7年度版  
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)活動報告集



高槻市社会福祉協議会イメージキャラクター「タッピー」

「困った…」を「よかった!」に



社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会



## 発行にあたって



高槻市社会福祉協議会では地域課題の解決を目指して地域がつながり、互いに支え合い、助け合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めています。

本会では平成23年10月にコミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」)を4名配置し、現在では11名が包括的な支援体制の構築、地域の相談窓口の拡充やボランティア活動の組織化、ひきこもり支援、食品預託払出事業等の業務を行っています。支援体制が充実するとともに地域からの相談内容も年々多岐にわたっており、「困った時の相談先」としての役割の重要性を実感しています。

このような中、高槻市では令和5年度から重層的支援体制整備事業を開始しており、本会においてその事業の一部を受託し、市とともに同事業を推進しております。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり助け合う「地域共生社会」の実現を目指すためにも、本事業は重要な取組であり、その中でCSWが果たす役割も大きいものと考えています。

また、昨年度からは食品預託払出事業の一環として市内の各すこやかテラス(老人福祉センター)や郵便局5カ所でフードドライブを実施し、地域住民が身近な場所で気軽に社会福祉に関する活動への参加ができる場づくりを進めているところです。

これからもCSWは自ら支援を求めることが難しい方や誰に相談したらよいか分からない方が抱えるつらさ・生活課題に寄り添いながら、安心して生活できる支援体制を整えていきます。

この活動報告集は、CSWに対する認知度を高め、より身近に感じていただきたいという願いを込めて毎年作成しています。できる限り多くの人に手に取っていただき、ご覧いただくと幸いです。

これからもより充実した相談・支援活動を行えるように努力してまいりますので、今後ともご支援、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人  
高槻市社会福祉協議会  
会長 吉里 泰雄

# 目次

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割 .....	1
地域の相談窓口 .....	2
コミュニティボランティアの活動 .....	5
食品預託払出事業(フードバンク) .....	6
市社協のひきこもり支援.....	7
CSWの活動実績(令和6年度) .....	9
<事例を通して ~CSW活動報告~>	
①希望がもてる生活を目指して.....	10
②自分らしく生活するために.....	12
③子どもらしい生活を守るために .....	14
④ゆらぐ気持ちへのサポート .....	16
⑤本人の目指す生活の実現に向けての支援 .....	18
活動の振り返り・今後に向けて.....	20
用語解説 .....	21

※社会福祉協議会とは

社会福祉法第109条に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織です。地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っています。



「タッピー」は、平成19年2月24日に開催された第7回高槻市社会福祉大会において誕生した高槻市社会福祉協議会のイメージキャラクターで、タカツキとハッピーを組み合わせで名付けられました。心の優しさをイメージして描かれています。

# ■ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割

## — Q. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)って？

行政をはじめ関係機関等とのつなぎ役として地域に出向いてお話をうかがい、福祉制度やサービス等の情報を提供しながら、悩みや困りごとの解決を支援する相談員です。

地区福祉委員会の地区を単位として、11名の相談員を各地区に分けて配置しています。

## — Q. どんな人が相談を聞いてくれるの？

福祉の専門職である社会福祉士・精神保健福祉士などの資格を持つ相談員がご相談をお受けします。

## — Q. どんな内容を相談できるの？

日々の暮らしの中で困ったこと、悩んでいること、誰に相談したらよいかわからないことなど、年齢、内容を問わずご相談ください。お聞きした内容について活用できる様々な制度やサービスを探しながら、一緒に解決の手立てを考えていきます。

例)ひきこもりの家族がいるが、どこに相談してよいかわからない。

⇒ご家族やご本人と話し合い、適切な相談機関や居場所づくりに取り組む団体の情報提供やつなぎを行う等、支援方法を一緒に考えていきます。

### 連絡先

地域共生推進課 相談支援チーム

住所:高槻市城西町4番6号(高槻市地域福祉会館)

電話:072-674-7494

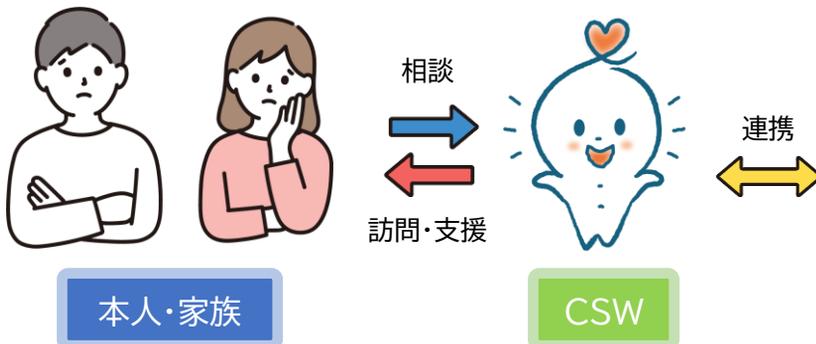
メールアドレス:tappy-shakyo1972@takatsukishi.com



↑メールアドレスの  
二次元コードはコチラ

## CSWの相談支援体制

CSWが各関係機関等とのつなぎ役になって、一緒に解決の手立てを考えます！



市役所(行政機関)

地域活動の担い手

地域包括支援センター

障がい児者  
相談支援事業所

福祉サービス事業者

福祉施設

子育て支援拠点

各種関係専門機関

# 地域の相談窓口

## 福祉のまちかど相談

地区福祉委員会が設置する身近な相談窓口です。地域のサロン会場にて開設しています。地域のボランティア等が地域住民の困りごとの相談を受け、必要に応じてCSWや地域包括支援センターなどの専門機関の紹介を行います。

また、サロン会場の1つである「ふれあい喫茶」にはCSWが巡回し、喫茶の和やかな雰囲気の中で日々のちょっとした悩みごと等の相談をお受けしています。

## 福祉のまちかど相談 開催日時・場所

※祝日は休み（令和7年6月時点）

地区名	開催日時	場所
檜田地区	第4水曜日 13:30~15:00	コミュニティたのう 大字田能岡畑44-33
清水地区	第2火曜日 13:00~14:00	清水コミュニティセンター 宮之川原5-4-3
北清水地区	第3火曜日 10:00~12:00	松が丘自治会館 松が丘2-8
真上地区	第2木曜日 11:00~12:00	真上公民館 真上町2-16-6
	第3木曜日 10:00~12:00	真上北クラブ 緑が丘1-19-1
川西地区	第4火曜日 10:00~13:00	川西コミュニティセンター 清福寺町6-5
磐手地区	第4火曜日 13:30~14:30	磐手公民館 調理室 安満北の町18-1
高槻地区	第3木曜日 14:00~15:00	城内公民館 城内町1-1
桃園地区	第4水曜日(奇数月) 14:00~15:00	西堀側自治会館 紺屋町14(阪急高架下)
	第4金曜日(偶数月) 14:00~15:00	桃園コミュニティセンター 城西町10-12
若松地区	第3月曜日 10:00~12:00	春日ふれあい文化センター3階 春日町22-1
庄所地区	第3水曜日 14:00~15:00	庄所コミュニティセンター 南庄所町3-3

地区名	開催日時	場所
北大冠地区	第1火曜日 10:00~13:00	大冠北第2コミュニティセンター 宮野町10-16
	第1木曜日 10:00~11:30	
	第3木曜日 10:00~16:00	
松原地区	第2・4木曜日 13:00~15:30	府営沢良木住宅集会所 千代田町22-25
大冠地区	第2・4木曜日 10:00~13:00	大冠北第1コミュニティセンター 永楽町1-15
南大冠地区	第1木曜日 14:30~15:30	さくら公民館 深沢本町30-7
竹の内地区	第2月曜日 14:30~15:30	南大樋自治会集会所 南大樋町11-15
桜台地区	第2木曜日 10:30~11:30	府営下田部住宅第1自治会集会所 登町18-2
堤地区	第3火曜日 10:00~12:00	府営下田部住宅第2自治会集会所 登町20-1
北阿武野地区	第2火曜日 10:00~11:00	阿武野コミュニティセンター 南平台5-21-2
西阿武野地区	第3水曜日 13:00~15:00	西阿武野コミュニティセンター 阿武野1-10-2
中阿武野地区	第1水曜日 11:30~12:30	今城塚公民館 郡家新町48-3
赤大路地区	第4木曜日 10:00~11:30	大畑町公民館 大畑町23-1
阿武山地区	第2火曜日 12:00~13:00	阿武山公民館 奈佐原2-11-12
富田地区	第2火曜日 10:00~13:00	富田公民館 富田町5-17-1
寿栄川添地区	毎週木曜日 10:30~11:30	寿栄コミュニティセンター 栄町3-11-3
津之江地区	第3月曜日 9:30~10:30	津之江北町自治会館 津之江北町31-13

## 巡回相談

CSWが地域に出向き、巡回相談を行っています。お気軽にご利用ください。

名 称	内 容	開催日時	場 所
暮らしの総合相談 「身近な福祉・暮らしの相談」 	日常生活の悩みごとや心配ごとの相談を行っています。	毎週金曜日 13:00~15:00	高槻阪急スクエア6階 暮らしの総合相談センター (市社協相談室)
問い合わせ先:暮らしの総合相談センター ☎681-8719 (上記開催時間内に限る)			
すこやかテラス 「巡回相談」 	市内5か所のすこやかテラスでCSWがコミボラ(※)と協力しながら出張相談会を開催しています。  ※詳細はP5を参照	不定期開催	富田すこやかテラス (富田町2-4-9) 郡家すこやかテラス (郡家新町48-6) 春日すこやかテラス (春日町21-28) 山手すこやかテラス (山手町2-2-2) 芝生すこやかテラス (芝生町4-3-11)
問い合わせ先:市社協 ☎674-7494			

※祝日は休み

## 相談事例

### ・事例① 近隣で気になった高齢者への支援

→CSWが地域の方からの相談を受け、地域包括支援センター等と連携し、介護保険のサービス利用につなげた。

### ・事例② 訪問販売や電話勧誘の解約についての支援

→ボランティアが本人から相談を受け、CSWに相談した。その後、契約内容と本人が契約する気ではなかったことを確認して、市の消費生活センターにつなげた。

# コミュニティボランティアの活動

CSWの活動に協力していただけるボランティアを募集し、相談者のニーズに合わせた支援を共に行っています。

## コミュニティボランティアについて

コミュニティボランティア(通称:コミボラ)は、CSWと一緒に部屋の片付け、外出しづらい方の話し相手など、既存の制度では解決できない困りごとを抱える方に対して、お手伝いをする登録制ボランティアです。

## 活動について

支援内容の  
検討

CSWが相談をお聞きし、コミボラによる支援も含めどのような支援が望ましいかを検討します。

コミボラ活動

CSWとコミボラが連携して支援を行います。  
例:家の中の整理、買物や散歩の付き添い、話し相手など

次の支援への  
つなぎ

本人の状況が落ち着いてきた段階で次の支援につなげていきます。  
例:ホームヘルパーなど

※コミボラの活動は、自立を支援するための一時的な活動となります。

## コミボラ定例会について

コミボラやコミボラ活動に興味がある人同士の交流や活動に関連するテーマでの研修などを、年に複数回行っています(令和6年度は5回)。また、活動依頼や活動報告、活動の打ち合わせなども行っています。



活動の様子(市社協事業の活動協力)

タッピーまつり内のフォトブースボランティアとしてコミボラ活動していただきました。



コミボラ定例会の様子

ハイフン～みんなの和～(※)の事業所体験コーナーの試作品づくりの様子です。(※)詳細はP7を参照。

# 食品預託払出事業(フードバンク)

経済的に困窮していて緊急に食品が必要な人や、そのような人に支援を行う団体に対して、食品の支援ができるよう、食品の寄付を受け付けています。個人、団体などからご提供頂いた食品は市社協でお預かりし、必要とする人にお渡ししています。

## 寄付を受け付けている食品について

米、缶詰、インスタント食品、レトルト食品などの、常温で保管できる賞味期限が1か月以上ある食品を対象としています。

## 活用事例

### 事例① 一時的な生活困窮時の支援

急な出費により手持ち金が底をつきかけており、次の収入が入るまで生活が苦しく、食品が十分に買えない状況で相談に来られた。

→米や麺類、調味料など、次の年金が入るまでの期間分の食品をお渡した。

### 事例② 子ども食堂実施団体への支援

地域で子ども食堂を定期的開催している団体から、食料品を支援してほしいと申し出があった。

→菓子や調味料などの食品を子ども食堂実施団体にお渡した。

## 令和6年度の食品預託払出事業の実績

多くの方や団体にご協力頂き、食品をお渡しすることができました。

### 〈食品預託回数〉

	延べ件数
個人	34
公共機関等	3
団体	39
合計	76

### 〈食品払出件数〉

	延べ件数
個人	139
団体	39
合計	178

## 事業への協力・活用のお願い

食品の寄付にご協力頂ける場合、もしくは食品を必要としている場合はCSWまでお気軽にご連絡下さい。



# 市社協のひきこもり支援

## ハイフン～みんなの和～について

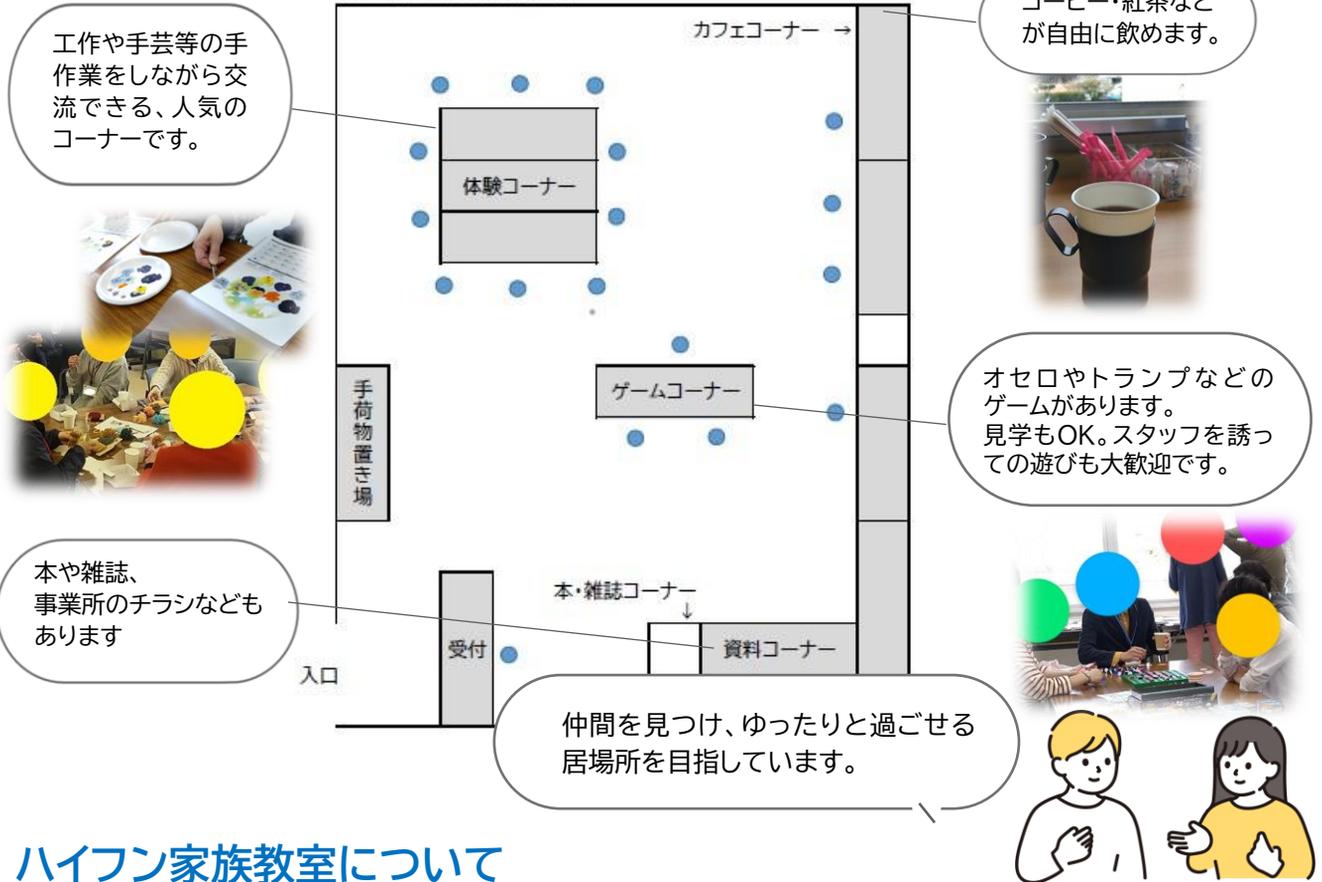
ハイフン～みんなの和～(以下「ハイフン」)は、ひきこもり・発達障がいの当事者やその家族が「安心して人と関われる居場所を見つけたい」「子どもとうまく関われない」などの悩みを語り合ったり、情報交換したりするサロンです。

### — 開催日時

毎月第3火曜日14:00～16:00 場所:高槻市地域福祉会館(市社協)  
(城西町4-6)

### — ハイフンの活動内容

ハイフン配置図(地域交流室1)



## ハイフン家族教室について

支援機関とつながっていない当事者やその家族は、特に社会に参加しづらい現状にあります。その背景には、家庭環境や家族との関係が強く影響していることも多いため、家族に対する支援が必要です。これらの生活課題の解決に向けて、「CRAFT(クラフト)(※)」を学び情報交換をしながら、それぞれが精神的に余裕を持つことができるよう家族教室を開催しています。

※CRAFT(クラフト)(Community Reinforcement and Family Training)

コミュニティ強化と家族訓練のことで、認知行動療法の技法を応用しており、日本では厚生労働省のガイドラインにおいて、ひきこもりの家族支援の手法の一つとして取り上げられ、今後、ひきこもりの若者支援において活用が期待される考え方です。(出典:「ひきこもりの家族支援ワークブック」より)



## — ハイフン家族教室 令和6年度開催状況

	開催日	内容
第1回	令和6年 9月 9日(月)	講師:メンタルワークス大阪代表 岡崎 剛 氏(臨床心理士) 「CRAFT」についての講義とその実践
第2回	令和6年 10月 7日(月)	講師による講義
第3回	令和6年 11月18日(月)	講師による講義
第4回	令和7年 3月 3日(月)	家族交流会

## ひきこもり支援ネットワーク「らいむらいと」について

市内のひきこもりや不登校の方を対象に支援を行っている様々な機関によるネットワークです。令和6年度は21機関が参画し、高槻市内でのひきこもりや不登校支援についての意見交換及び当事者向けの社会参加のきっかけとなる機会提供を行いました。

## — 「らいむらいと」 令和6年度開催状況

	開催日	内容
第1回	令和6年 8月 7日(水)	ランプシェードをつくろう！(社会参加のきっかけづくり)
第2回	令和6年12月18日(水)	高槻市民間社会福祉施設連絡会との合同事例検討会
第3回	令和7年 3月 5日(水)	お寺×Eゲーム(社会参加のきっかけづくり)

### ひきこもり支援の振り返り

ハイフンは延べ112名の参加がありました。就労に向けて次のステップに進んだ方々が卒業され、少人数の落ち着いた雰囲気の中で開催しています。当事者やご家族がひとりで悩まず、気軽に相談のできる居場所として、少しでも多くの方に来ていただけるよう、幅広い広報活動を展開したいと思います。

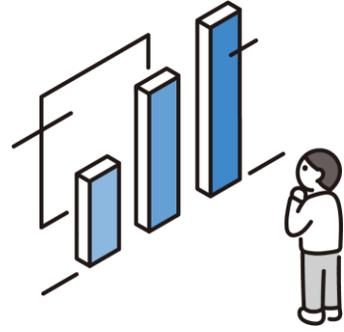
ハイフン家族教室については継続的に参加される方も増え、家族に対する支援の必要性が高まっていることを実感しました。また、家族交流会では参加者同士がお互いの気持ちを共有しながらそれぞれのエピソードに耳を傾けている場面が印象的でした。今後も家族の方が前向きに進んでいけるよう、「CRAFT」の学びの機会や情報共有の場の充実に向けて取り組んでいきたいと思います。

「らいむらいと」では、初めて当事者向けイベントを開催し延べ27名の参加があり、社会参加の場の必要性を感じました。今後もひきこもりや不登校の方の社会参加のきっかけとなるような場の拡充を目指します。また高槻市民間社会福祉施設連絡会の社会貢献事業である「あんしんねっとあゆむ」との事例検討会を今後も定例化し、関係機関と連携しながら住民の相談を受け止める体制づくりを展開していきます。

# CSWの活動実績(令和6年度)

## (1)対象者別相談件数

相談対象者 ※1	延べ件数
高齢者	1,643
障がい者	3,855
児童	1,351
生活困窮	873
ひきこもり	530
その他	1,677
合計	9,929

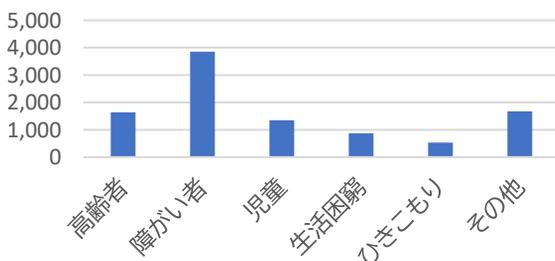


※1 対象者の状態が複数の項目に重複している場合、各項目に複数カウントしています。令和5年12月から相談支援システムを導入したため、集計方法が前年度と異なります。  
(例:障がいのある子と高齢者の親世帯、障がいのある高齢者世帯の場合は1件でも2項目にカウント)

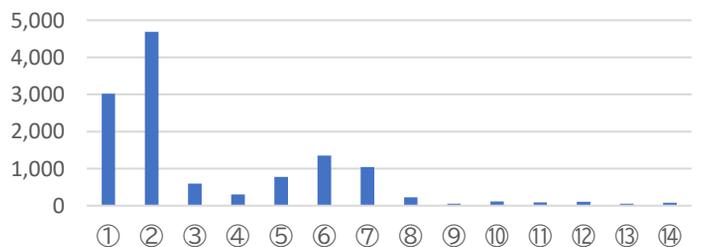
## (2)内容別相談件数

相談内容 ※2	延べ件数
①福祉制度・サービスに関する相談	3,019
②生活・食品預託払出事業に関する身近な相談	4,682
③住宅に関する相談	595
④就労に関する相談	303
⑤子育て・子どもの教育に関する相談	778
⑥健康・医療に関する相談	1,355
⑦生活費に関する相談	1,044
⑧財産管理・権利擁護に関する相談	229
⑨消費者被害に関する相談	18
⑩多重債務に関する相談	117
⑪DV・虐待に関する相談	86
⑫地域福祉・ボランティアに関する相談	102
⑬問合せ	18
⑭その他	83
合計	12,429

(1)相談対象者



(2)相談内容



※2 1回の相談内容が複数項目に重複している場合、各項目に複数カウントしています。

# <事例を通して～CSW活動報告～>

## ①希望がもてる生活を目指して

相談者 40代

世帯状況 本人・父・母の3人世帯

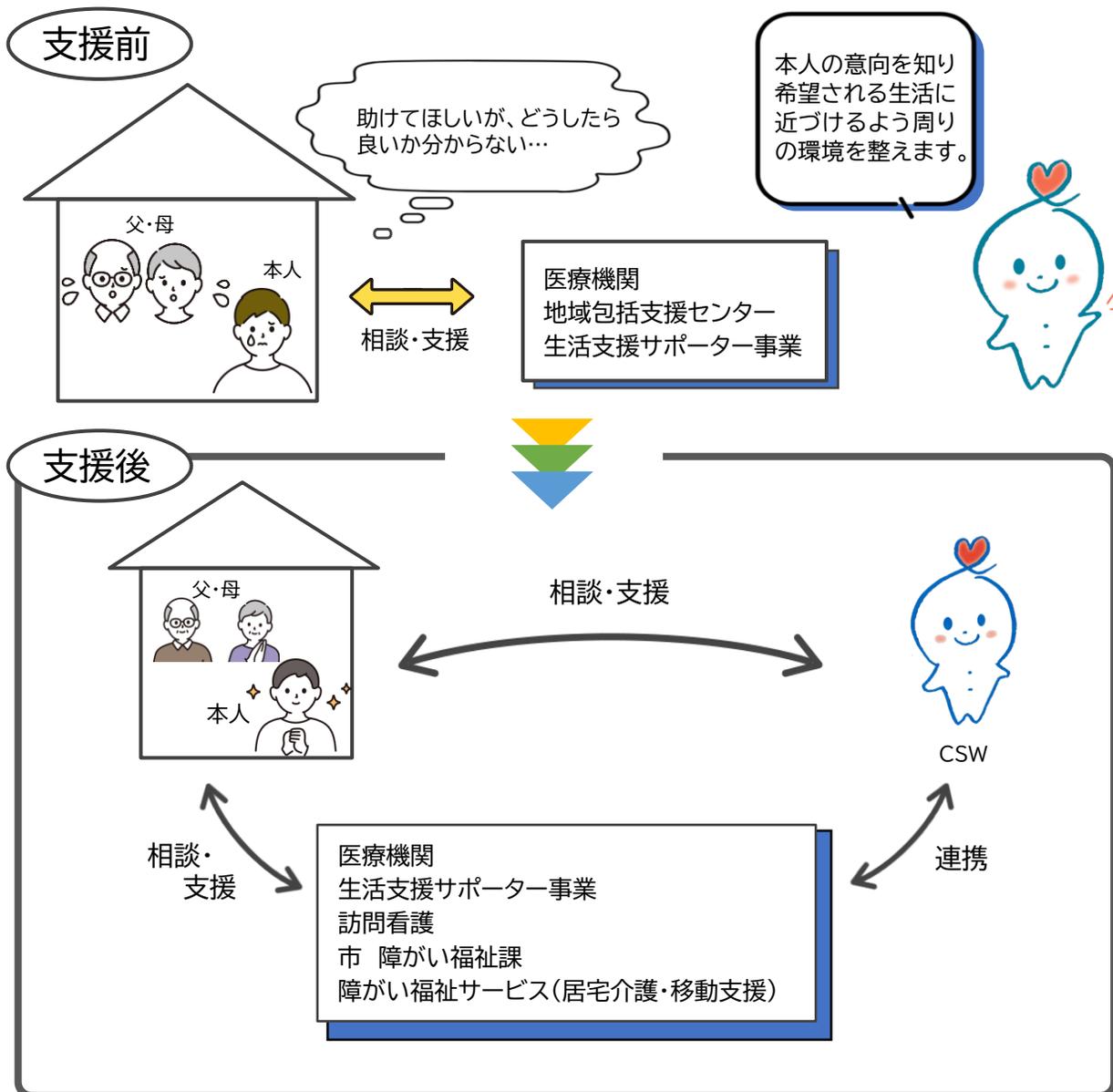
相談経路 生活支援サポーター担当職員→CSW

相談主訴 本人は進行性の病気を患っている。将来の生活に不安を感じているため、使えるサービスを知りたい。

### 相談背景

本人は持病によって仕事を続けられなくなり、家で休むことが多くなった。通院以外の外出機会が減り、自分でできることは自分でやりたい気持ちはあるが、どこに何を相談したら良いかわからずにいた。

同居する母も体調を崩して、地域包括支援センターに家事支援の相談をされるが介護保険サービスでは対応できなかったため、短期的な支援として市社協の生活支援サポーター事業につながった。担当職員が世帯の状況を伺うと、本人にも支援の必要性を感じたため、CSWに支援介入の依頼があった。



# 関係機関と支援経過

関係機関・サービス等

支援初期

- ・市社協の生活支援サポーター担当職員とCSWが自宅訪問。  
半年後に、本人からCSWに連絡が入る。

生活支援サポーター



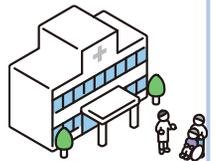
継続的な支援

- ・本人と一緒に市の窓口に行き、障害手帳申請と障がい福祉サービスについて説明を受ける。

障害手帳申請(障がい福祉課)  
障がい福祉サービス  
・障害区分認定  
(居宅介護)



- ・電車を使って通院できるようになることを目標にする。



- ・まずは一人で外出できるよう、移動支援を受けて、スーパーへ買い物に行く。

障がい福祉サービス  
・ガイドヘルパー  
(移動支援)



- ・障害基礎年金の受給要件があるかを確認するために市民課国民年金チームにCSWが同行する。

障害年金  
(市民課 国民年金  
チーム)



6か月後

- ・医療と障がい福祉サービスを利用しながら、障がいがあっても自宅で暮らしていく。

障がい福祉サービス  
・通院等介助  
(居宅介護)



## 事例の振り返り

本人は、病気が進行し体力が落ちていくことを実感する日々を過ごされていたが、病気の症状からくる身体の不自由さを受け入れることに抵抗があったのではないかと考えられる。自分の力で何とかしたいという思いはあっても、体力的なしんどさと精神的な不安から、考えがまとまらず、SOSを出すまで時間を要したと想像できる。

本人が意を決してCSWにつながり、市社協としては「家族の力を借りずに、自分一人で通院できるようになりたい！」との本人の思いを尊重し、生活環境を一緒に整えていくこととした。

障害者手帳や年金の申請など必要な手続きを進めることで、本人が目標に向かって一步を踏み出すことができた。今後も本人の体調を最優先し、周囲のサポートを受けながら、経済的にも不安のない生活ができるよう専門的な相談先につないでいきたいと考えている。家族とのかけがえのない日常を大切に、希望を持って生活していけるよう、支援していきたい。



## ②自分らしく生活するために

相談者 70代

世帯状況 単身世帯

相談経路 市 生活福祉支援課→CSW

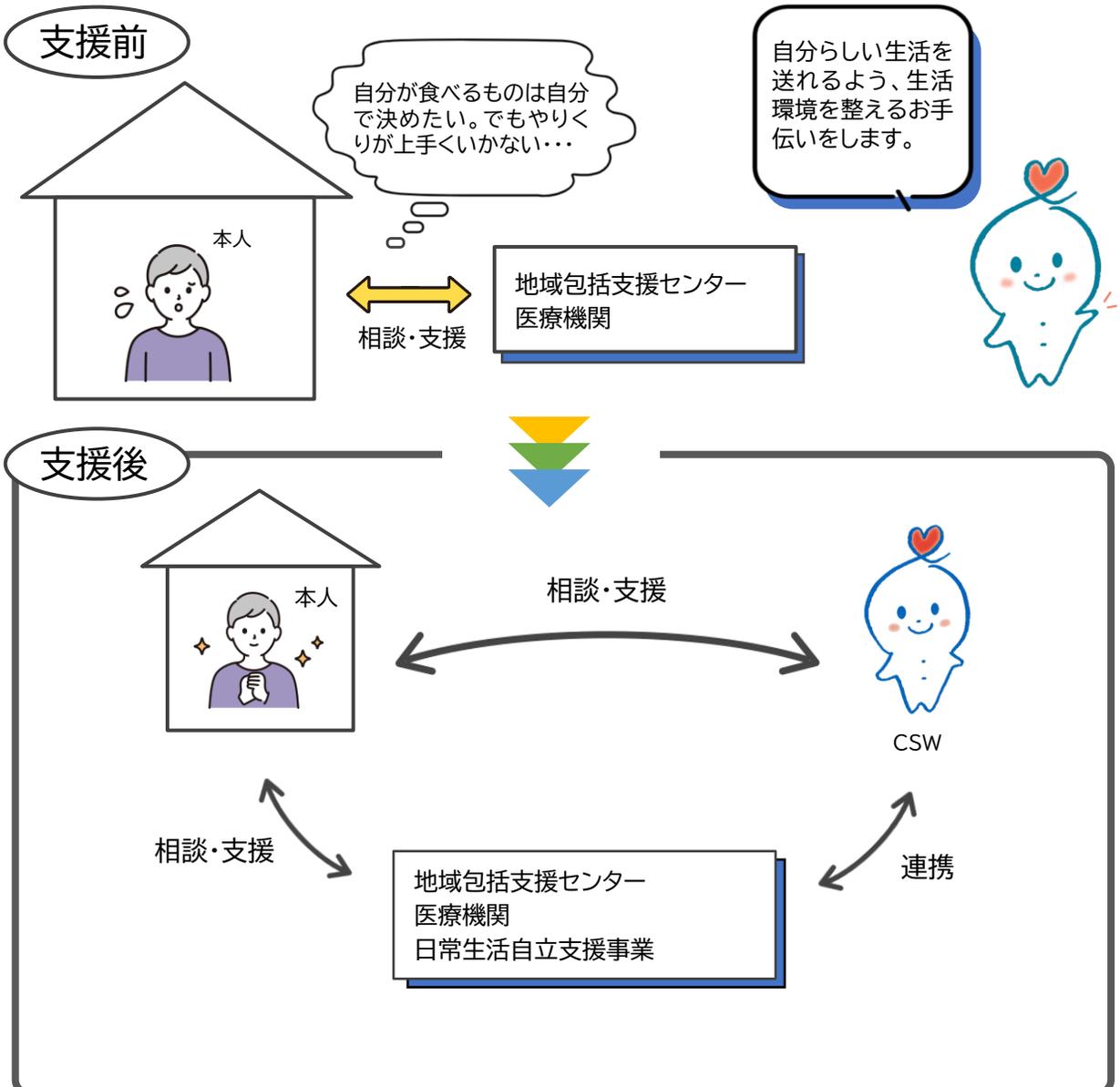
相談主訴 本人は年金のやりくりが上手く  
いっていない様子で、自宅には  
必要な家電もないため、生活環  
境を整えられるよう支援してもら  
えないか。

### 相談背景

本人は夫と別れてから単身生活をしており、年金で生計を立てている。「生活費が足りない」と生活福祉支援課で生活保護の相談をするが、年金額が保護基準を上回っており対象外。

また自宅には備え付けのエアコンしか家電がない状態のため、家電を揃えたり年金のやりくりなど生活環境を整えられるよう、本人の相談先になってもらえないかと生活福祉支援課担当者よりCSWに相談が入った。

認知機能の低下もみられたため、生活福祉支援課から地域包括支援センターにも相談されており、CSWと連携して本人を支援していくこととなった。



## 関係機関と支援経過

支援初期

・本人の希望を踏まえ、冷蔵庫と電子レンジをリサイクル業者から安価で購入。

関係機関・サービス等

リサイクル業者



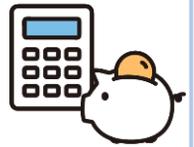
継続的な支援

・介護保険サービスを受けることを希望されたため介護保険の申請をするも非該当となる。

地域包括支援センター



・自分の年金を定期的に元夫に渡していたため家賃などの滞納もあることが判明。



・お金の使い方を助言しながら銀行や支払いに同行。徐々に滞納を解消する。

・本人も生活を立て直したいという気持ちがあり、日常生活自立支援事業の利用を提案。

日常生活自立支援事業



・本人の中で「金銭管理してもらいたい」という気持ちと「自分の年金は自分で管理したい」という気持ちが揺れ動いていたため、本人のペースで支援を進める。



12か月後

・日常生活自立支援事業を契約。徐々に滞納を解消しながら生活を立て直している。



## 事例の振り返り

本人は自分の中で「こうしたい」という気持ちがある一方、一人でできないことは「助けてほしい」という気持ちがある。そのため、公共料金の支払いや銀行に同行するなど、信頼関係を築きながらお金の使い方について助言した。また介護認定は非該当であったが、その後も地域包括支援センターと役割分担をして見守り等が続けた。時には助言に対して「自分の事は自分で考えたい」と話すこともあったが、本人の気持ちを尊重しながら、不安な気持ちを軽減できるような声掛けを心がけた。

同行などの支援を続けるうちに自ら「日常生活自立支援事業を契約する」と話したため制度に繋がることができたが、これまでの生活スタイルを変えることは本人にとって、大きな決断だったのではないだろうか。

この事例を通して本人の気持ちを尊重しながらも、本人らしく生活していけるよう、支援していきたいと改めて感じた。



### ③子どもらしい生活を守るために

相談者 30代

世帯状況 本人・長女・長男・次男の4人世帯

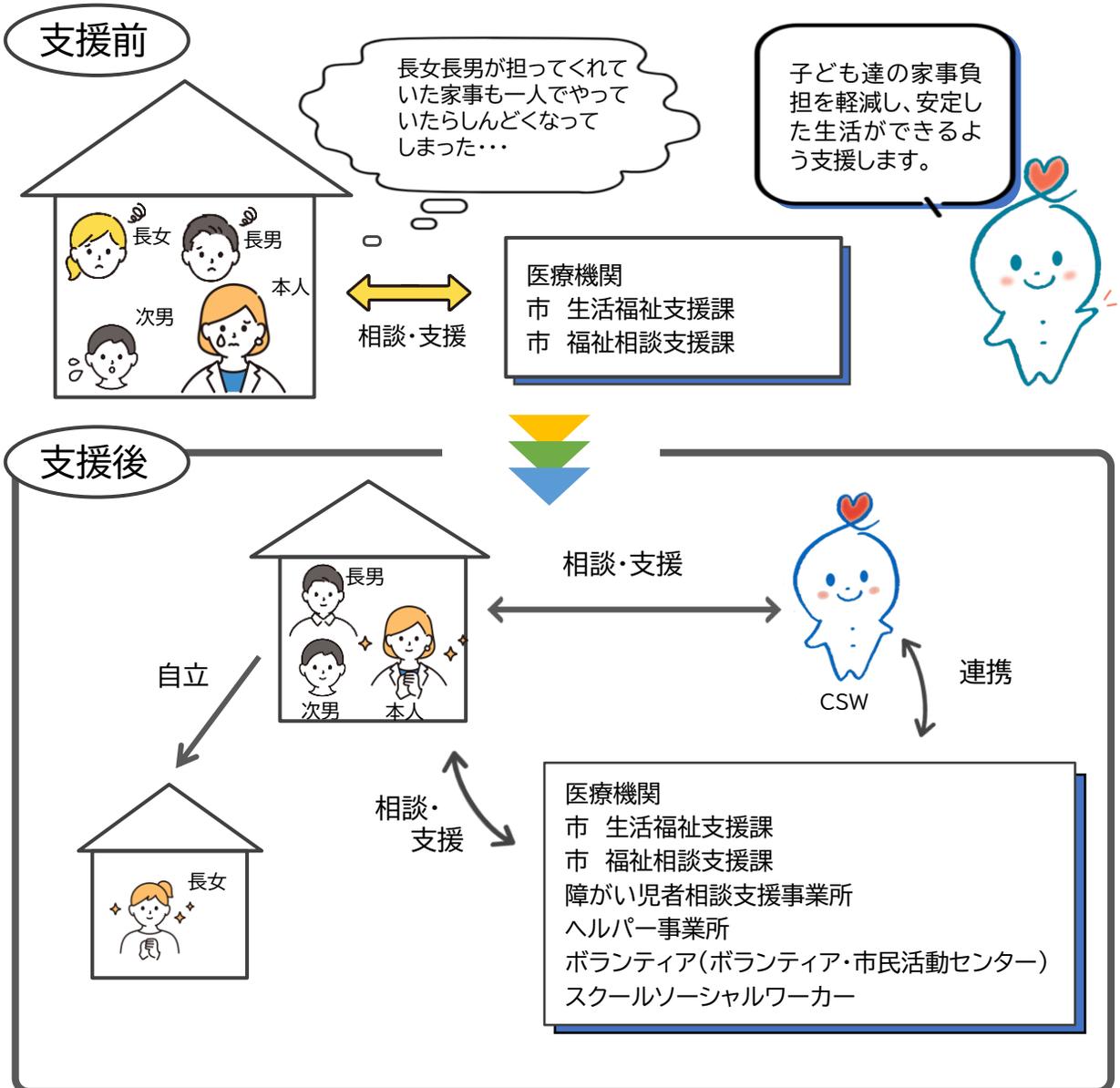
相談経路 市 福祉相談支援課→CSW

相談主訴 本人は精神障がいがあり長女・長男が家事を手伝っている。福祉サービスを申請することになったが、導入されるまで時間がかかるので、ボランティアで支援してもらえないか。

#### 相談背景

長女が18歳で家を出て自立することになり、長男も今年受験のため今まで家族で分担して行っている食器洗い等の家事が担えなくなってきた。長男の進学先は遠方の予定だが次男はまだ小学生で代わりに家事を担うことは難しい。

本人も体調に波があり、日中も寝て過ごすことが多い。子どもたちが担えなくなった分をなんとか自分でこなしてきたがしんどくなった。そのため福祉サービスの申請をしたが、利用開始までに3か月ほど時間がかかるため、それまでの間ボランティアで支援してもらえないか。



# 関係機関と支援経過

支援初期

・本人と福祉相談支援課を交えて面談し、ボランティア支援の内容を確認・具体化し、整理した。

関係機関・サービス等

市 福祉相談支援課



継続的な支援

・ボランティアセンター及びコミボラにボランティア活動について依頼・調整をした。

ボランティア・  
市民活動センター  
コミュニティボランティア



・ボランティアとの顔合わせ・内容説明を行い、ボランティア活動を開始した。

ボランティア



・併せてひとり親家庭等日常生活支援事業の利用を本人へ提案するが、体調が整わず、申請に行くことが出来なかった。  
・その間もCSWが寄り添い、支援を継続。

市 子ども育成課



・福祉サービスの利用が決定し、福祉相談支援課同行のもと、本人と一緒に障がい児者相談支援事業所を探した。

市 福祉相談支援課



4か月後

・本人の了解を得て、障がい児者相談支援事業所とスクールソーシャルワーカーに経過と情報を共有。今後の本世帯見守り体制を構築した。

市 福祉相談支援課  
スクールソーシャルワーカー  
障がい児者相談支援事業所



## 事例の振り返り

最初相談を受けたときは、子どもたちの受験や自立への準備がスムーズに進むように福祉サービスが導入されるまでの間、ボランティアで支援する必要があると考えた。ボランティアが入ることで長女と長男の家事負担を軽減することができたように思う。幸い、ボランティアが入っている間に進学先も決まり、自立した生活も無事に開始することができたため、今後は福祉サービスを利用しながら本世帯の生活の安定を図っていくこととなった。

子ども達が受験や自立の時期までに公的サービスに繋がることができたことは良かったのではないかとと思う。CSWとしては親の支援に関わることも多いが、子育て世帯と関わる時は子ども自身がどうなりたいかという意思も尊重しながら支援をしていければと思った。



## ④ ゆらぐ気持ちへのサポート

相談者 60代

世帯状況 本人・母の2人世帯

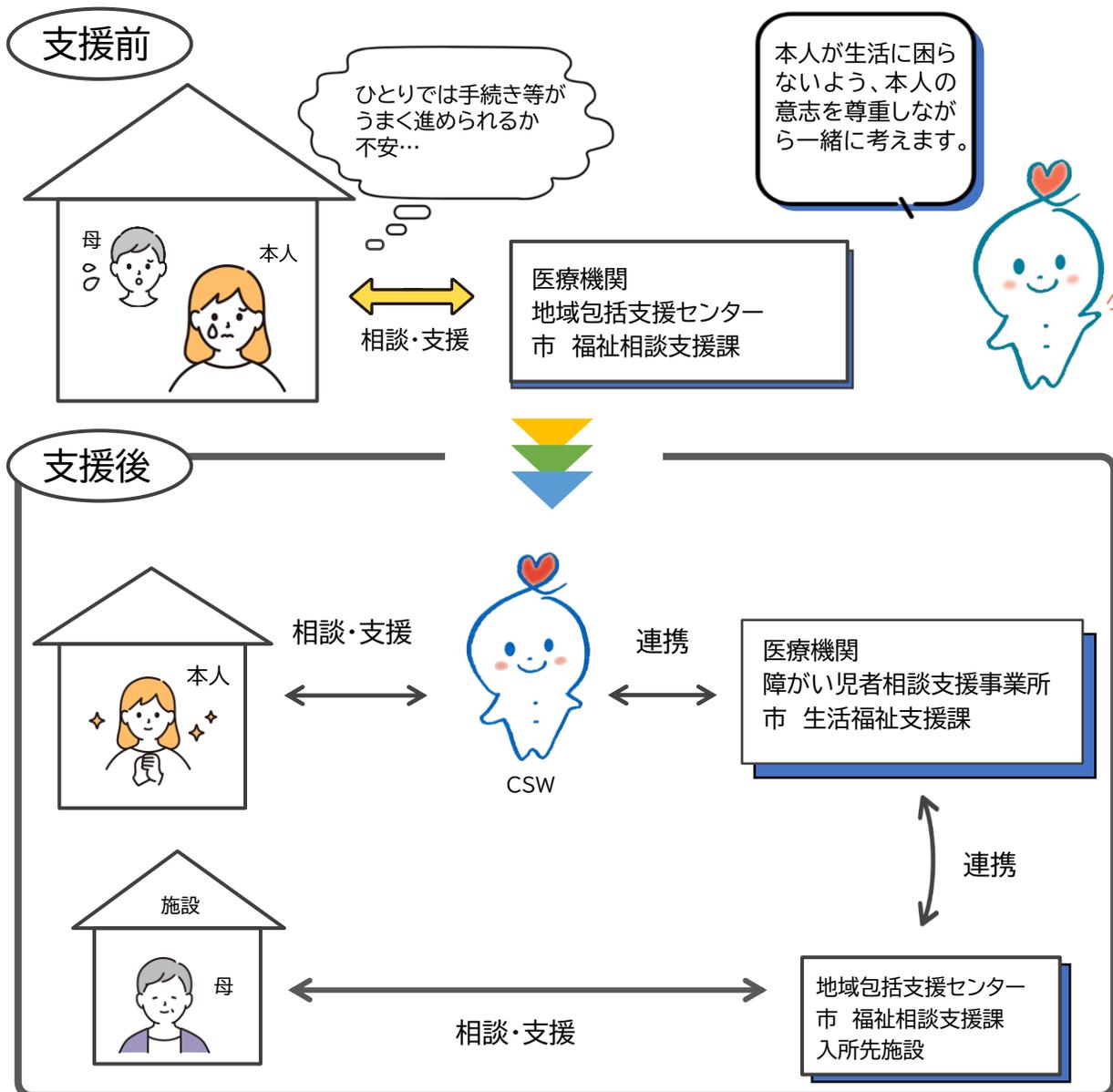
相談経路 地域包括支援センター→CSW

相談主訴 本人は長年ひきこもっているが、母が入院することとなり本人ひとりでは手続きに不安があるので、相談にのってもらえないか。

### 相談背景

本人は買い物や通院以外自宅で長く過ごしてきた。これまで90代の母と一緒に生活していたが、母の入院および施設入所が決まり、本人ひとりで生活していくことが決まる。

本人は同時に複数のことを行うことが苦手で療育手帳を持っている。これまで母が様々な手続きを行ってきたが、今後は本人ひとりで手続きなどをする必要がある。本人は課題整理や進め方を助言してもらえる存在を必要としているため相談先になってもらえないかと、母の支援を行っている地域包括支援センターからCSWに支援介入の依頼があった。



# 関係機関と支援経過

関係機関・サービス等

支援初期

・母の支援をしていた、地域包括支援センターと一緒に本人宅に訪問した。

地域包括支援センター



継続的な支援

・訪問を重ね、信頼関係を構築したうえで、本人の相談先として障がい者相談支援事業所へつなぐ。

障がい児者  
相談支援事業所



・集合住宅が建て替えとなり、引っ越しをすることになったが、自宅内が雑然とした状態のため荷物の整理が必要となる。



・地域包括支援センター、障がい児者相談支援事業所と連携し、母の荷物整理や本人の転居に必要な手続きをサポートする。

地域包括支援センター

障がい児者  
相談支援事業所



・引っ越しが完了したが、本人ひとりでは世帯収入が減少するため、生活福祉支援課へ生活保護の相談・申請を行い、受給が決定した。

生活保護  
(市 生活福祉支援課)



12か月後

・日常生活の見守り・相談先として地域包括支援センターや障がい児者相談支援事業所と連携ができる体制を構築した。



## 事例の振り返り

本人はこれまで母と一緒に生活してきたこともあり、日常生活で困っていることはなかったが、母の入院や施設入所、自宅の建て替えに伴う転居等、様々な手続きをひとりで行わなければいけない状況になった。支援介入当時は「自分でできます」と話すことが多かったが、状況が進んでいく中で自分ひとりではできないことに気づき、「一緒に考えてほしい」と話すようになった。CSWとしては、本人の意志を尊重することを常に考え、先回りするのではなく本人の気持ちに寄り添い続けるような支援を心掛けた。

短期間で本人の周辺環境が変わり、気持ちが揺らぐことが多かったため、その都度本人の意思を尊重しながら見守りを続けた。

本人からSOSがあった際にすぐに対応できるよう、継続した見守りが必要になると感じた。今回、CSW以外の支援機関と連携することで見守りの目を増やし、本人の困りごとをキャッチできる体制を構築できたため、引き続き、支援機関と相談・連携していきたい。



## ⑤本人の目指す生活の実現に向けての支援

相談者 50代

世帯状況 単身世帯

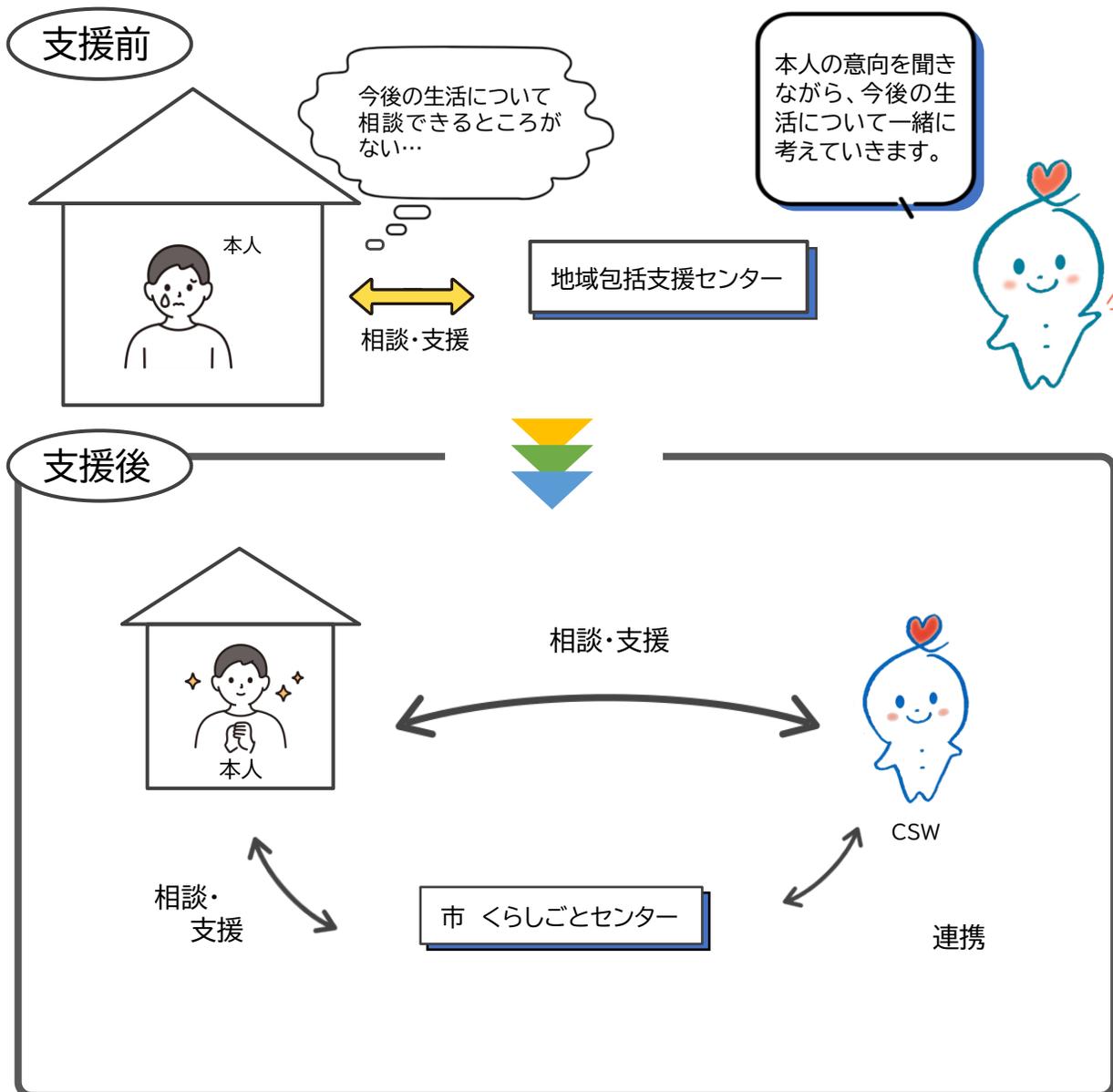
相談経路 地域包括支援センター→CSW

相談主訴 両親が亡くなり一人になり、今後の生活が不安なため相談にのってもらえないか。

### 相談背景

本人は高校卒業後、仕事にはつかず家事手伝いとして家事や両親の介護をして生活していた。数年前に父を亡くし、今回母が亡くなり一人になったが、両親が残してくれた蓄えが少しあるものの、いつかは底をついてしまうため、仕事のことなど今後のことを考えていく必要がある。

母が存命中は地域包括支援センターが生活上の相談にのっていたが、今後は支援の対象から外れるため、本人の相談先になってもらえないかとCSWへ支援介入の依頼があった。



## 関係機関と支援経過

支援初期

・母の支援をしていた地域包括支援センターと一緒に本人宅に訪問した。

関係機関・サービス等

地域包括支援センター



・訪問を重ね、信頼関係を構築たうえで、本人の今までの生活やこれからの希望を聞き取る。



・本人宅は建物自体の傷みがひどく、転居も視野に入れて家の荷物を整理したいとの希望があり、整理業者を紹介する。

整理業者



・今後のことを考えて仕事をしたいが、仕事の探し方が分からないとのことなので、ハローワークへ同行し、仕事探しを支援する。

ハローワーク



・仕事の選び方や履歴書の書き方、面接等に不安があるとのことなので、くらしごとセンターの就労支援相談に同行する。

くらしごとセンター



12か月後

・就労に向けて職場体験をすることとなる。

継続的な支援

## 事例の振り返り

本人は、これまでずっと献身的に両親を支えてきたが、両親共に亡くされたことで改めて今後の自分の人生を考える必要が出てきた。インターネットを駆使して自分なりに色々調べながら、複雑な相続手続きを専門家に依頼する力をもっておられたが、仕事探しにおいては自信がなく不安そうな様子が見られた。

本人自身、社会経験がないことを気にしておられ「自分にどんな仕事ができるのか想像がつかない」と話されることもあったが、じっくり話をしながら専門機関の紹介や「一緒に行ってみませんか？」と提案を重ねることで、ゆっくりではあるものの着実に前に進んでいくことができた。

これからも引き続き仕事や転居のことなど、考えていくことはたくさんあるが、今後も本人のペースを大切にしながら、本人が目指す生活に向けて応援・サポートしていきたい。



## 活動の振り返り・今後に向けて

近年、地域住民や地域の様々な機関からのCSWに対する相談内容は多岐にわたっており、中には課題が複雑化・複合化しているケースもあります。その背景として、地域のつながりの希薄化や社会的孤立、また生活様式の多様化などに伴い、問題が見えにくくなったことが要因の一つとして挙げられます。

複雑化、複合化した課題に対しては、ひとつの専門機関で対応することが困難になってきており、日頃から地域で福祉を支えている地区福祉委員会や、民生委員児童委員、福祉施設などの様々な分野の団体や機関と連携し包括的な相談支援体制を構築していくことが必要不可欠であると同時に、これらの連携が課題解決の糸口になっています。

そのような中、CSWでは平成27年度から開始した地域の相談窓口である「福祉のまちかど相談」の拡充に力を入れており、実施地区は年々増加しています。「福祉のまちかど相談」において、地域住民が潜在的に抱える課題に対して、いち早く「気づき」を得るとともに、CSWが積極的に地域に出向いて、その情報を把握することが課題の早期発見・早期解決につながると考えています。令和6年度からは食品預託払出事業の一環として市内の各すこやかテラス(老人福祉センター)や郵便局5カ所でフードドライブを実施するとともに、郵便局を利用される地域住民のうち、困りごとを抱えていそうな方や心配な方がおられた場合に、CSWに情報提供いただくなど、地域内の見守りの目を広げてきました。

これからも普段からCSWが地域に出向いて地域住民等とコミュニケーションを取り、思いや興味を知ることで、地域との「顔の見える関係づくり」をさらに進めていく必要性を感じています。

さらに、課題解決に向けた個別支援だけでなく、社会資源や公的サービスにつながりにくい方に対応するべく、新たな社会資源の開発もCSWの重要な役割のひとつと考えています。個人が抱える課題を地域の課題として取り上げ、地域で支え合っていけるよう、その仕組みづくりにも取り組んでいきたいと思えます。

私たちCSWの活動は、地域住民、各種専門相談機関、行政機関、福祉団体・施設、医療機関等の協力によって成り立っています。地域共生社会の実現に向けて、社会福祉協議会が目指す『誰もが安心して暮らせる地域づくり』を進めるためにも、様々な関係機関・団体と連携しながら「顔の見える関係づくり」や「切れ目のないネットワークの構築」を目指していきますので、今後ともCSWの活動にご支援、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人  
高槻市社会福祉協議会  
CSW一同

# 用語解説

## 【ア行】

### ■移動支援(ガイドヘルパー) P10.11

屋外での移動に困難がある障がい児者に対して、余暇活動・社会参加のための外出や社会生活上不可欠な外出のための支援を行う。

## 【カ行】

### ■居宅介護 P10.11

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の援助を行う。

### ■くらしごとセンター P18.19

仕事や家計のことなど、様々な問題で生活についてお困りの方に対して、相談員と一緒に考え解決に向けサポートしていく機関。

## 【サ行】

### ■重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

### ■障害基礎年金 P11

国民年金加入中などに初診日がある病気やけがが原因で障がいの状態になったときに受けられる。

### ■障害者手帳 P11

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。障害者手帳は各種の支援・サービスを受けたり、相談をされる際に必要となるもの。

### ■障がい児者相談支援事業所 P1. 14. 15. 17

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で、困ったことやわからないことなどがあった場合に、相談することができる事業所。また、障がい福祉サービス等利用のための利用計画の作成、施設等から地域での生活に移行するための支援を行う事業所。

### ■生活支援サポーター P10.11

生活支援サポーターとして登録した市民が、高齢者の日常生活のちょっとした困りごと(家事支援や外出同行など)のサポートを行う。

#### ■スクールソーシャルワーカー P14.15

困りごとを抱えた児童生徒に対し、学校を基盤に、児童生徒の置かれた状況を福祉的観点から整理し、課題解決を図る。チーム学校の一員として、学校内外を問わず、児童生徒をとりまく環境へ働きかける。また、関係機関等とのネットワークの活用や、多様な支援方法を用いて児童生徒の最善の利益を守ることをめざしている。

#### ■すこやかテラス(老人福祉センター) P4

高槻市内にお住いで60歳以上の方が無料で利用でき、富田・郡家・春日・山手・芝生の市内5か所にある施設で、健康増進やレクリエーションなどの事業を行っている。囲碁・将棋や健康器具などの様々な設備を利用頂けるほか、「高槻ますます元気体操」をはじめとする介護予防教室、全館でWi-Fiが利用できるためICT講座(スマホの使い方など)にも力を入れている。

#### ■生活保護(市 生活福祉支援課) P12.14.16.17

日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度。

### 【夕行】

#### ■高槻市民間社会福祉施設連絡会 P8

高槻市内の社会福祉施設間の連携・協働を図るために1985年(昭和60年)3月に発足。福祉施設の地域貢献活動をすすめる「あんしんねっとあゆむ事業」を立ち上げ、地域に開かれた施設を目指して、さまざまな活動を行う。

#### ■地域包括支援センター P1.2.4.10.12.13.16.17.18.19

高齢者が住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点として市内12か所に設置されている。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、高齢者への総合的な支援を行う。

#### ■地区福祉委員会 P2.20

概ね小学校区を単位として37地区で組織され、市社協との協働により、地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに住むすべての住民が安心して暮らせるまちづくりを行う推進役。住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的に、住民が主体となって運営している地域福祉の重要な担い手。

### 【ナ行】

#### ■日常生活自立支援事業 P12.13

判断能力が十分でないために、自分一人で福祉サービスの利用などを決めることが不安な方や、金銭の管理に困っている方が、地域で自立して生活できるように支援する事業。

## 【八行】

### ■ハローワーク(公共職業安定所) P19

仕事を探している人や求人事業主に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。

### ■ひとり親家庭等日常生活支援事業 P15

母子家庭、寡婦及び父子家庭の「ひとり親家庭等」を対象に、家庭生活支援員(以下「ヘルパー」)派遣事業を行う。登録された経験豊かなヘルパーを派遣し、一時的な保育や日常生活の支援などを行う。

### ■ふれあい喫茶 P2

地区福祉委員会が主催し、ひとり概ね100円程度の参加費により、月に1回から週に1回の頻度で、公民館やコミュニティセンター、自治会館や公営住宅の集会所で行う、誰もが立ち寄れる居場所。

### ■訪問看護 P10

主治医の指示で、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが家庭を訪問し、医学的な管理指導や療養上の世話をを行う。

### ■ボランティア・市民活動センター P14. 15

社協の使命である「地域福祉の推進」にあたり、地域住民の身近な存在として、地縁型組織である「地区福祉委員会や民生委員」などと連携を深めながら、志縁型(テーマ型)のボランティア活動の地域住民の参加の窓口の役割を担っている。

## 【マ行】

### ■民生委員児童委員 P20

国の委嘱を受けた地域のボランティア。高齢者や障がい者、児童など地域で支援が必要な人を行政などに繋げる窓口の役割を担っている。



令和7年度

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)活動報告集

発行・編集 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

発行日 令和7年10月

〒569-0065 高槻市城西町4番6号 高槻市地域福祉会館

TEL

(072)674-7494

FAX

(072)661-4901

ホームページ

<https://takatsukishi.com>

